

**【表紙】**

|                            |  |
|----------------------------|--|
| <b>【提出書類】</b>              | 有価証券届出書の訂正届出書  |
| <b>【提出先】</b>               | 東海財務局長   |
| <b>【提出日】</b>               | 平成25年4月26日   |
| <b>【会社名】</b>               | 株式会社御園座  |
| <b>【英訳名】</b>               | Misonoza Theatrical Corporation  |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>          | 代表取締役社長 長谷川 栄 胤  |
| <b>【本店の所在の場所】</b>          | 名古屋市中区栄一丁目6番14号  |
| <b>【電話番号】</b>              | (052) 222-8201   |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>           | 取締役総務人事部長 宮崎 敏明  |
| <b>【最寄りの連絡場所】</b>          | 名古屋市中区栄一丁目6番14号  |
| <b>【電話番号】</b>              | (052) 222-8201   |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>           | 取締役総務人事部長 宮崎 敏明  |
| <b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b> | 株式   |
| <b>【届出の対象とした募集金額】</b>      | その他の者に対する割当 4,500,000,000円<br>(注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年3月13日<br>(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株<br>式の終値を基準として算出した見込額であります。 |
| <b>【安定操作に関する事項】</b>        | 該当事項はありません。  |
| <b>【縦覧に供する場所】</b>          | 株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年3月18日に提出した有価証券届出書の記載事項につきまして、臨時報告書を平成25年4月26日に東海財務局長に提出したこと及び平成25年4月26日付で事業再生ADR手続が成立したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 4 新規発行による手取金の使途

#### 第2 売出要項

##### 募集に関する特別記載事項

- 6 大規模な第三者割当の必要性

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

### 第三部 追完情報

- 1 事業等のリスクについて
- 2 臨時報告書の提出について

## 3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

<訂正前>

（前略）

（注）1．当社は、平成25年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）に係る募集事項の決定を取締役会へ委任することを決議し、その後、平成25年7月中旬開催予定の当社取締役会において、当該委任に基づき新規発行株式の発行を決議する予定です。なお、当社は、平成25年3月18日開催の当社取締役会において、募集事項の決定を取締役会へ委任する旨の議案を上記定時株主総会に上程すること及び本件第三者割当に係る募集事項の一部を決定しております。本件第三者割当は、後記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）が成立すること、並びに上記定時総会において発行可能株式総数に係る定款変更のほか本件第三者割当に関する募集株式の数の上限及び払込金額（発行価額）の下限が承認されることが条件となります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（注）1．当社は、平成25年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）に係る募集事項の決定を取締役会へ委任することを決議し、その後、平成25年7月中旬開催予定の当社取締役会において、当該委任に基づき新規発行株式の発行を決議する予定です。なお、当社は、平成25年3月18日開催の当

社取締役会において、募集事項の決定を取締役会へ委任する旨の議案を上記定時株主総会に上程すること及び本件第三者割当に係る募集事項の一部を決定しております。本件第三者割当は、後記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」といいます。)が成立すること、並びに上記定時総会において発行可能株式総数に係る定款変更のほか本件第三者割当に関する募集株式の数の上限及び払込金額(発行価額)の下限が承認されることが条件となります。なお、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容に含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしました。

(後略)

#### 4【新規発行による手取金の使途】

<訂正前>

(前略)

##### (2)【手取金の使途】

(中略)

なお、本件第三者割当により調達した資金の最終的な支出時期は平成30年7月頃の予定ではありますが、当社としては、以下に記載する理由から、現在においてこれを調達することが必要であると考えております。

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおり、また、当社は、平成24年3月期において、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」第2条第1項第5号(債務超過)に該当し、1年間の上場廃止の猶予期間に入っており、平成25年3月期において債務超過の状態が解消されない場合、当社普通株式は原則として上場廃止となります。しかしながら、同号及びその関連規定の定めにより、事業再生ADR手続において、原則として平成26年3月期までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、事業再生計画に基づいて事業再生ADR手続が成立した場合には、当該規定に定める所定の手続きを経て、さらに1年間、猶予期間の延長が認められ、事業再生計画の実行による債務超過の解消及びその後の有価証券報告書の提出等をもって、上場が維持されることとなります。

そのため、当社としては、積水ハウスにより再開された後の劇場の再取得に向けて必要な資金調達を達成することが、事業再生計画の最終的な実現に向けた最大の課題であるとする一方、足元では、平成26年3月期において債務超過を解消することを目的とする資本増強策を含む事業再生計画を事業再生ADR手続の中で策定し、全取引金融機関の承諾を得て事業再生ADR手続が成立することが、当社普通株式の上場廃止を回避するための前提条件であると認識しております。

これら2つの観点から、当社は、現時点において本件第三者割当を実施することを決定いたしました。

<訂正後>

(前略)

##### (2)【手取金の使途】

(中略)

なお、本件第三者割当により調達した資金の最終的な支出時期は平成30年7月頃の予定ではありますが、当社としては、以下に記載する理由から、現在においてこれを調達することが必要であると考えております。

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおり、また、当社は、平成24年3月期において、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」第2条第1項第5号(債務超過)に該当し、1年間の上場廃止の猶予期間に入っており、平成25年3月期において債務超過の状態が解消されない場合、当社普通株式は原則として上場廃止となります。しかしながら、同号及びその関連規定の定めにより、事業再生ADR手続において、原則として平成26年3月期までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、事業再生計画に基づいて事業再生ADR手続が成立した場合には、当該規定に定める所定の手続きを経て、さらに1年間、猶予期間の延長が認められ、事業再生計画の実行による債務超過の解消及びその後の有価証券報告書の提出等をもって、上場が維持されることとなります。

そのため、当社としては、積水ハウスにより再開された後の劇場の再取得に向けて必要な資金調達を達成することが、事業再生計画の最終的な実現に向けた最大の課題であるとする一方、足元では、平成26年3月期において債務超過を解消することを目的とする資本増強策を含む事業再生計画を事業再生ADR手続の中で策定し、全取引金融機関の承諾を得て事業再生ADR手続が成立することが、当社普通株式の上場廃止を回避するための前提条件であると認識しております。

これら2つの観点から、当社は、現時点において本件第三者割当を実施することを決定いたしました。

なお、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容を含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしました。今後、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」に定める所定の手続きを経たのちに1年間の猶予期間の延長が認められる予定です。

## 第2【売出要項】

### 【募集に関する特別記載事項】

#### 1 事業再生ADR手続について

<訂正前>

(前略)

事業再生ADR手続において当社の事業再生計画が承認されず、事業再生ADR手続が成立しなかった場合には、上場廃止に係る猶予期間が満了し当社普通株式の上場は廃止されます。このため、本件第三者割当は、事業再生ADR手続が成立することをその条件の一つとしております。

なお、割当予定先が未定であることから、今後、割当予定先の引受額の合計が当社の想定に対して著しく不足する可能性がないとはいえ、かかる場合には、事業再生計画の達成に重大な影響を及ぼす可能性があり、さらには本件第三者割当の延期又は中止を余儀なくされる可能性があります。本件第三者割当の延期又は中止の場合には、平成26年3月末において債務超過を解消できず、当社普通株式が上場廃止となる可能性があります。他方、本件第三者割当に係る払込が完了し、平成26年3月末において債務超過を解消する場合には、当社普通株式は、平成26年6月の定時株主総会における計算書類の内容の報告と有価証券報告書の提出をもって同年3月期において債務超過を解消したとして債務超過に係る猶予期間入り銘柄から解除されることとなります。

<訂正後>

(前略)

事業再生ADR手続において当社の事業再生計画が承認されず、事業再生ADR手続が成立しなかった場合には、上場廃止に係る猶予期間が満了し当社普通株式の上場は廃止されます。このため、本件第三者割当は、事業再生ADR手続が成立することをその条件の一つとしております。なお、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容を含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしました。今後、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」に定める所定の手続きを経たのちに1年間の猶予期間の延長が認められる予定です。

なお、割当予定先が未定であることから、今後、割当予定先の引受額の合計が当社の想定に対して著しく不足する可能性がないとはいえ、かかる場合には、事業再生計画の達成に重大な影響を及ぼす可能性があり、さらには本件第三者割当の延期又は中止を余儀なくされる可能性があります。本件第三者割当の延期又は中止の場合には、平成26年3月末において債務超過を解消できず、当社普通株式が上場廃止となる可能性があります。他方、本件第三者割当に係る払込が完了し、平成26年3月末において債務超過を解消する場合には、当社普通株式は、平成26年6月の定時株主総会における計算書類の内容の報告と有価証券報告書の提出をもって同年3月期において債務超過を解消したとして債務超過に係る猶予期間入り銘柄から解除されることとなります。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

<訂正前>

(前略)

これら2つの観点から、当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行をはじめとする金融機関に対して将来の借入れを依頼することに加え、第三者割当により資金調達を行って資本を増強することが、必要とする資金及び資本を確実にかつ迅速に充足するための最善の策であるとの結論に至りました。

なお、本件第三者割当に際しては、株主割当増資や公募増資等、第三者割当以外の資金調達方法も検討いたしましたが、当社が債務超過に陥っていること、継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況等を勘案し、事業再生計画を実現するための資金調達は、当社の再建に賛同いただける、地元中部地区の企業や自治体、個人の方々等を割当予定先とする第三者割当によるほかはないものと判断いたしました。

<訂正後>

（前略）

これら2つの観点から、当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行をはじめとする金融機関に対して将来の借入を依頼することに加え、第三者割当により資金調達を行って資本を増強することが、必要とする資金及び資本を確実かつ迅速に充足するための最善の策であるとの結論に至りました。

なお、本件第三者割当に際しては、株主割当増資や公募増資等、第三者割当以外の資金調達方法も検討いたしましたが、当社が債務超過に陥っていること、継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況等を勘案し、事業再生計画を実現するための資金調達は、当社の再建に賛同いただける、地元中部地区の企業や自治体、個人の方々等を割当予定先とする第三者割当によるほかはないものと判断いたしました。

なお、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容を含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしました。今後、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」に定める所定の手続きを経たうえで1年間の猶予期間の延長が認められる予定です。また、同日開催の取締役会において、当社は、劇場「御園座」を構える御園座会館を売却する契約を積水ハウスと締結すること及び売却代金の一部をもって既存借入金を完済することを決議いたしました。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

<訂正前>

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第122期、提出日平成24年6月28日）及び四半期報告書（第123期第3四半期、提出日平成25年2月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下の通りであります。以下に挙げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成25年3月18日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

【事業等のリスク】 当社グループ事業その他に関するリスクとして、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月18日）現在において当社グループが判断したものであります。

#### (8) 事業再構築について

（中略）

当社の創業事業であり主力事業である劇場事業においては、事業再生ADR手続の中で提出した事業再生計画に従って、当社は御園座会館を平成25年9月に積水ハウスに売却し、積水ハウスによる御園座会館の再開を経て劇場併設型分譲マンションとなった新建物の劇場部分の区分所有権を平成30年7月に取得する予定です。これは、会館老朽化の問題と、オーケストラピットの不備のために成長分野であるミュージカル公演を上演出来ずに若年層顧客を取り込めなかった設備上の問題を、劇場再開によって解消することを企図していますが、現御園座会館の売却後平成30年7月に予定される劇場部分の区分所有権の取得までの間は、当社の本拠となる劇場を有しないこととなります。当社は、この再開期間中においても近隣の代替施設を賃借することで興行を継続する予定ですが、代替施設の設備上の制約や地理的条件、さらには賃借可能性の限定等により、興行期間や入場者数が大きく影響を受ける可能性があります。

（後略）

<訂正後>

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第122期、提出日平成24年6月28日）及び四半期報告書（第123期第3四半期、提出日平成25年2月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下の通りであります。以下に挙げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所を下線を付しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年4月26日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

#### [事業等のリスク]

当社グループ事業その他に関するリスクとして、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年4月26日）現在において当社グループが判断したものであります。

#### (8) 事業再構築について

（中略）

当社の創業事業であり主力事業である劇場事業においては、平成25年2月14日に正式申込みを行い平成25年4月26日に成立した事業再生ADR手続の中で承認の決議がなされた事業再生計画に従って、当社は御園座会館を平成25年9月に積水ハウスに売却し、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て劇場併設型分譲マンションとなった新建物の劇場部分の区分所有権を平成30年7月に取得する予定です。これは、会館老朽化の問題と、オーケストラピットの不備のために成長分野であるミュージカル公演を上演出来ずに若年層顧客を取り込めなかった設備上の問題を、劇場再開発によって解消することを企図していますが、現御園座会館の売却後平成30年7月に予定される劇場部分の区分所有権の取得までの間は、当社の本拠となる劇場を有しないこととなります。当社は、この再開発期間中においても近隣の代替施設を賃借することで興行を継続する予定ですが、代替施設の設備上の制約や地理的条件、さらには賃借可能性の限定等により、興行期間や入場者数が大きく影響を受ける可能性があります。

（後略）

## 2 臨時報告書の提出について

<訂正前>

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第122期）の提出日（平成24年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月18日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（中略）

（平成25年3月18日提出の臨時報告書）

（中略）

## 2 報告内容

（中略）

### (3) 当該事象の損益に与える影響額

当社は、劇場事業の一部休止及び不動産賃貸事業からの撤退に伴って、平成25年2月に募集を行った希望退職者への割増退職金、並びに不動産賃貸事業からの撤退に伴って、御園座会館より退去される予定の現入居者への立退料等により、平成25年3月期の個別決算及び連結決算において総額108百万円の特別損失の発生を見込んでおります。

<訂正後>

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第122期)の提出日(平成24年6月28日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年4月26日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(中略)

(平成25年3月18日提出の臨時報告書)

(中略)

## 2 報告内容

(中略)

### (3) 当該事象の損益に与える影響額

当社は、劇場事業の一部休止及び不動産賃貸事業からの撤退に伴って、平成25年2月に募集を行った希望退職者への割増退職金、並びに不動産賃貸事業からの撤退に伴って、御園座会館より退去される予定の現入居者への立退料等により、平成25年3月期の個別決算及び連結決算において総額108百万円の特別損失の発生を見込んでおります。

(平成25年4月26日提出の臨時報告書)

### 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、下記の内容の臨時報告書を平成25年4月26日に東海財務局長に提出いたしました。

### 2 報告内容

#### (1) 当該事象の発生年月日

平成25年4月26日

#### (2) 当該事象の内容

##### 事業再生ADR手続の成立

当社は、事業再生と事業継続に向けて財務体質の抜本的な改善を図るため、平成25年2月14日付で、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」といいます。)の正式申込みを行いました。当社は、事業再生ADR手続における対象債権者たる取引金融機関との協議を踏まえて、事業再生計画を策定し、事業再生ADR手続において対象債権者に同計画を提出しておりました。本日開催の債権者会議において、全対象債権者からの同意を得て事業再生計画の承認の決議がなされ、事業再生ADR手続が成立いたしました。

今後当社は事業再生計画に従い、速やかに御園座会館を売却し、その売却代金の一部をもって、事業再生ADR手続における対象債権の全額を弁済いたします。

これに伴って当社は事業の規模を縮小しつつも、他劇場等の賃借、中日劇場の主催する公演との提携等により劇場事業を継続したのち、平成30年7月頃を目処に、積水ハウス株式会社が建設する劇場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を取得し、劇場事業を本格的に再開する予定です。

また、今般の事業再生ADR手続の成立を受け、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)が定める所定の手続を経たのちに、名古屋証券取引所における当社株式の債務超過に係る上場廃止の猶予期間の延長が認められる見込みであります。

##### 御園座会館の売却

当社は、事業再生ADR手続に基づく事業再生計画における取り組みの一環として、現在の御園座会館の建物及び土地を積水ハウス株式会社に売却する旨の売買契約を平成25年5月1日に締結することを平成25年4月26日開催の取締役会において決定いたしました。受領した売却代金の一部をもって、既存の借入金を完済する予定です。

### (3) 当該事象の損益に与える影響額

今回の固定資産の譲渡に伴い平成26年3月期において特別利益として概算37億円を計上する見込みです。

